

町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 ( 2 0 1 6 年 ) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年12月町田市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	371,000円
2	418,100円
3	467,900円
4	533,500円
5	608,100円
6	691,900円
7	778,000円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例第7条第1項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の規定に基づいて平成27年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例第7条第1項の規定による給与の内払と

みなす。

町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="173 994 758 1489"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>371,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>418,100円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>467,900円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,500円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,100円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>691,900円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>778,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	371,000円	2	418,100円	3	467,900円	4	533,500円	5	608,100円	6	691,900円	7	778,000円	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="805 994 1390 1489"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>370,500円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>417,500円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>467,200円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>532,800円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>607,200円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>691,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>777,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	370,500円	2	417,500円	3	467,200円	4	532,800円	5	607,200円	6	691,000円	7	777,000円
号給	給料月額																																
1	371,000円																																
2	418,100円																																
3	467,900円																																
4	533,500円																																
5	608,100円																																
6	691,900円																																
7	778,000円																																
号給	給料月額																																
1	370,500円																																
2	417,500円																																
3	467,200円																																
4	532,800円																																
5	607,200円																																
6	691,000円																																
7	777,000円																																
<p>2～6 略</p>	<p>2～6 略</p>																																